

部 会 報 告

△前近代史・近現代史部会合同例
会▽

☆一九九六年四月一三日(土)

「現代社会と文書館」

報告者Ⅱ梅村郁夫(山口県文書館)

4月例会は、梅村郁夫さんから「現代社会と文書館」と題して報告を受けた。

要旨は、以下の通り。(文責Ⅱ事務局)

①「文書館」という言葉はアーカイブス(Archives)の日本語訳で、その重要性はすでに岩倉遣欧使節の記録の中に出ている。また映画「JFK」を見ても、真実を知ることが国民の権利であり、そのための資料は国民の財産であるという意識が民衆に根付いていることがわかる。

②昨年から今年にかけて、自治体の税金のムダ遣いが住民の大きな関心となり、薬害HIVで製薬会社と国の責

任が大きく問われた。いずれも文書の公開があつたことである。文書館は、歴史研究者だけの関心事なのではなく、その社会の民主主義の問題である。

③ここという文書(Archive)とは古文書のことではないし、いわゆる公文書に限定されない。「政府機関、公共施設、企業体や商社、家や個人などが、その各々の活動中に作成するか受理するかしたもので、neutralになった後に、過去の資源として保存されている記録の組織体のことである」(多治比郁夫)と、定義されている。

④そうした文書は、文化資源の一つであるだけでなく、日常の事務上の参考になるし、公私の団体の個人の活動および法律上の権利に対する証拠を提供する。また学問・研究・調査のための大きな資料源となり、現代社会を理解し向上させるうえで大きな役割を演ずる。

⑤したがって文書館は、個人や団体の権利擁護に奉仕し、行政や司法・立法の公的仕事を遂行するのに役立ち、

かつ現代社会の価値判断に参加することになる。

⑥組織体にしろ個人にしろ、その活動を展開する過程で、必要に応じて文書その他の記録を作成したり、他から受け取ったりする。それが蓄積・保管され記録群が形成されると、その記録群全体がそれを生み出した組織体ないし個人の活動の体系を表現することになる。その記録群は決してバラバラなもの無秩序な寄せ集めではなく、相互に有機的な関連性を持ち、固有の内的構造Ⅱ体系的秩序を形づくっている。そしてその記録群固有の内的秩序を解析することによってはじめて、記録群全体として表現しているところの情報を把握しうる(大藤修)。そうした記録群から、国や自治体、民間企業やさまざまな組織・団体の政策決定の過程、責任の所在などが明確になる。

⑦したがって、文書はそれが組織体や組織内活動のいかなる発生源から出たものであるかがわかるように管理されなければならないし、同じ出所を持

△運動・理論部会▽

☆一九九六年六月七日(金)

「部落の環境改善——土地差別の解放に果たした役割と限界」

報告者Ⅱ奥田 均(関西外国語大学助教授)

今回の報告は、被差別部落の土地に対する差別的構図を説明する一連の研究の一つとして行われた。すでにこれまでに被差別部落に対する土地差別の実態を明らかにする目的で「不動産売買における部落差別の実態」(関西外国語大学研究論集「第五九号、九四年一月)、「校区問題に見る不動産売買における部落差別の実態」(関西外国語大学研究論集「第六二号、九五年一月)が取り上げられ報告されている。こうした部落の土地の相対的低価格が、部落解放運動と同和行政の進展によって一定の改善をみたものの、し

かしなお相対的低価格に置かれてきたことを実証的に明らかにし、その原因を説明しようとするもの。

部落の環境改善事業は、行政の責任において同和对策事業として展開され、また部落解放運動の一環として取り組まれた。部落の土地は売買実例が極端に乏しく、不当に低い評価額になっていたが、解放運動は「評価額を下げずに税の減免を実施すること」を求め、一九七一年からの固定資産税における減免措置として実現された。また行政は、部落の住環境の改善を部落の土地評価額を是正して買取することからはじめた。部落の土地価格は、行政による買取事業が一段落した後も、この買取価格の水準をベースに変動してきた。部落の環境改善の進展は部落の土地価格を確実に上昇させ、地価における差別的解消に大きく貢献した。

しかし、部落の環境改善事業は、部落内完結型の街づくりで一貫した周辺地域とのアンバランスを内包し、また都市計画行政の貧困によって部落の土

つ文書は他の出所を持つ文書と混同されてはならない。なぜなら、文書群の中で、個々の文書にもともと与えられている秩序(配列)が、組織的活動を反映している場合には、そのもとの秩序(配列)を残さなくてはならないからだ。一つの出所を持つ文書群では、それを生んだ事業所・機関・組織によって行われた整理をそのまま残すべきである。

⑧文書館は、私たちにとって他人事ではない。北川健さんは「文書館の三つの「み」として、

(1)「みずからが…」「みずからの…」文書記録の保存公開、

(2)あまねく「みんなの…」ための文書記録の保存公開、

(3)遠く「みらい(未来)にむけて…」の文書記録の保存、を提唱している。

地は長い間都市計画から排除され、部落の土地を忌避する差別意識ともあいまって、部落の低位な土地価格水準を生みだしてきた。

部落の土地に対する差別の解消は、(イ)都市計画行政や土地政策の抜本的改善、(ロ)不動産売買における差別行為の社会的規制、(ハ)啓発活動の強化など、従来の同和行政の枠組みを乗り越える抜本的な政策の確立の中でこそ実現される。

おとなのための子どもの権利条約

条約がうたう「子どもが主体」「子どもとおとなは対等」を鍵に、全く新しい子ども——おとな関係が見えてくる。すべての親・教師に捧げる、一人で始められる発想と実践のヒント集。

鈴木祥蔵／桂 正孝／森 実編
四六判、223頁
1,700円(税別)

